

可児市分別収集計画

(第10期計画)

令和4年6月策定
可児市環境課

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をするための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分 (法第8条第2項第3号)	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの 量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	6
9	排出量の推計値について	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	8
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	9
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要があります。そのためには、市民・事業者・市が協力しながら環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けた総合的な取り組みを行っていかねばなりません。

本市では、環境基本計画において「将来世代につなぐ環境文化都市・可児」を目指すとし、資源循環に関わる特徴としては、6R（リフューズ（ごみの発生回避）、リデュース（ごみの発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生可能）、リペア（修理）、リスペクト（尊敬））を推進して、独自性のある展開を図ることとしています。

本計画は、このような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における6R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、リペア、リスペクト）を推進し、循環型社会を形成するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものです。

本計画の推進により、ごみの減量や廃棄物処理施設及び最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効活用が図られ、循環型社会の形成が図られるものと考えます。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本方針を以下に示します。

- ① ごみの発生抑制、排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会の形成
- ② ごみを資源として循環使用するとともに、適正な処理を行うことによる環境への負荷の低減
- ③ 市民、事業者、行政の適切な役割分担に基づく容器包装廃棄物の排出抑制・資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに見直しを行います。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t／年

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	5,867	5,860	5,853	5,834	5,815

容器包装廃棄物の排出量の算出根拠は、ごみの総排出量の予測（令和3年度の総排出量の実績に、令和5年度から9年度の人口変動率を乗じたもの）に、全国の統計で得られた廃棄物に占める容器包装廃棄物の割合（湿重量で22.3%：「市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）参照」）を乗じた数としました。（容器包装廃棄物については、その全てが分別されて排出されているわけではなく、可燃ごみ等の中に混入されている可能性も高いため、焼却ごみ、集団資源回収量も含めた可児市のごみの総排出量の中の割合から排出量を推計しています。）

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進をするための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

ごみ減量のためには、リサイクル資源のリサイクル率を上げるとともに、容器包装廃棄物自体の排出抑制をすることも重要になってきます。実施に当たっては、効果的な排出抑制が達成できるように市民、事業者、行政、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携することが重要になってきます。そのための施策として上位計画である「可児市一般廃棄物処理基本計画」の基本施策に掲げている以下の方策を実施します。

①ごみの減量・リサイクルの推進

●ごみの減量・リサイクルに対する意識の啓発

- ささゆりクリーンパークのPRを強化し、可燃ごみ処理施設・リサイクル施設・啓発施設等の見学コースの周知や、見学者への分別収集などを通して、ごみ排出抑制やリサイクル意識の啓発を行います。
- 可児市エコドームの利活用に関するPRや、利用者への分別収集の徹底を啓発します。
- ホームページ等を活用し、家庭で簡単にできるごみの排出抑制（ごみの適切な出し方）等の情報を提供することによる啓発活動に積極的に取り組みます。

- ごみの発生状況や処理の流れ、ごみが環境に与える影響等、身近な問題を通じて子どもたちが環境に関心を持つように、小中学校における児童生徒の各段階に応じた環境教育を通して、成長期からの意識啓発を行います。
- 総合学習等を利用し、地球温暖化のような大きな課題から身近なごみ問題等多岐にわたり環境問題を取り上げ環境学習の場をつくります。
- 環境に関する生涯学習講座の開催等を通して、ごみの排出抑制に対して市民の意識啓発を行います。

●生活系ごみの排出抑制

- 小中学校PTA等で行われている資源集団回収について、奨励金の交付を行うことにより活動の活性化を図り、さらなる資源化を促進することによりごみ排出を抑制します。また、市民に対しては、資源集団回収を積極的に活用するように継続的に啓発を行っていきます。
- 市内におけるスーパーやデパート、コンビニエンスストア等の店舗に対してごみの減量化及びリサイクルの推進の積極的な取り組みを呼びかけます。取り組みを進めている店舗の活動状況を市民にPRしていくことで、ごみの減量化及びリサイクルに気軽に参加できる機運を醸成し、こうした取り組みが日常生活の一部となることを目指します。

②三者協働による取り組みの推進

●市民の自主的な取り組みの推進

- ごみの分別区分や出し方について、ホームページやパンフレットで情報提供を行うことにより、ごみの分別精度を上げ、ごみとして排出される包装容器を抑制します。
- ごみの排出を抑制するとともに、リサイクル資源のリユースを進めるための啓発を行います。また、ごみや環境をテーマとしたセミナーやシンポジウム等、市民参加型のイベントを開催し、ごみに対する理解を深める機会を提供します。

●行政における連携体制の整備

- 市民に対する情報公開や環境教育、活動支援等を行います。また、事業者に対してごみの減量・分別の指導を行うことにより、ごみの排出抑制に対する意識啓発を行います。

7 分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表のように定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別に区分
主としてスチール製の容器	スチール缶
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他色のガラス製容器 リターナブルビン	無色のビン 茶色のビン その他色のビン 生きビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	その他紙容器
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	発泡スチロール・トレイ※

※本市の発泡スチロール・トレイは、食品トレイ、包装用梱包材発泡スチロールと色つきのものも併せて回収します。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	29		29		29		29		29	
主としてアルミ製の容器	33		33		33		32		32	
無色のガラス製容器	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	114		113		113		113		113	
	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量
	0	114	0	113	0	113	0	113	0	113
茶色のガラス製容器	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	99		99		99		98		98	
	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量
	0	99	0	99	0	99	0	98	0	98
その他色のガラス製容器	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	23		23		23		23		23	
	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3		3		3		3		3	
主として段ボール製の容器	74		74		74		74		74	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	43		43		43		43		43	
	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量
	0	43	0	43	0	43	0	43	0	43
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	50		50		50		50		50	
	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量
	0	50	0	50	0	50	0	50	0	50
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（可児市では発泡スチロール・トレイのみ収集）	合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
	15		15		15		15		15	
	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量	引渡 量	独自 処 理 量
	0	15	0	15	0	15	0	15	0	15
人口変動率(対前年度比)	0.9988		0.9988		0.9988		0.9967		0.9967	

9 排出量の推計値について

「8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」の表にある数値は、各リサイクル品の令和5年度から令和9年度までの5年間の排出量であり、それらの推計値は、環境省発行の「市町村分別収集計画策定の手引き」の策定要領に基づいて直近年度の実績（令和3年度）数値に令和5年度から令和9年度までの人口変動率を乗じて算出しています。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
100,193人 (対前年度比)	100,072人 (対前年度比)	99,951人 (対前年度比)	99,625人 (対前年度比)	99,300人 (対前年度比)
99.88%	99.88%	99.88%	99.67%	99.67%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装を収集する体制は、現収集体制を活用して行います。

現在、PTA、子ども会や市民団体によりリサイクル資源の集団回収が行われています。（令和3年度には、29団体が実施しました。）また可児市エコドームにおいて、リサイクル資源のステーション回収を毎週火曜日・木曜日・日曜日に行っています。

今後も、缶、飲料用紙容器、段ボール、新聞、雑誌等については集団資源回収を奨励し、一層の回収を推進するとともに、市が実施する地域のリサイクルステーション（令和4年4月1日現在：市内541箇所）での拠点回収（月1回、品目：缶、ビン、ペットボトル、発泡スチロール、トレイ、その他の紙製容器）についても継続するとともに、可児市エコドームの利活用を積極的に推進するなど、回収率の向上を図るものとします。

【分別収集の実施主体】

		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
缶	アルミ	アルミ缶	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	民間業者 ささゆりクリーンパーク※
	スチール	スチール缶		
ビン	無色ガラス	無色のビン	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	ささゆりクリーンパーク 民間業者
	茶色ガラス	茶色のビン		
	その他色ガラス	その他色のビン		
	リターナブル	生きビン		民間業者
紙	飲料用紙容器	紙パック	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
	その他紙製容器	その他紙		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	①委託業者による 定期回収 ②市民団体による 集団回収	民間業者
	発泡スチロール・トレイ	発泡スチロール・トレイ		

※ささゆりクリーンパーク…「可茂衛生施設利用組合」二市七町一村で構成する広域ごみ処理施設

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

市の実施しているリサイクル資源の分別収集に関する設備関係の一覧は、下表のとおりです。

	種 類	収集容器	収集車	選別・保管等
缶	アルミ	収集ネット	4 t ダンプ	民間業者 ささゆりクリーンパーク (選別、圧縮、保管)
	スチール			
ビン	無色ガラス	回収ボックス	3.5 t 平ボディ 3.6 t ダンプ	ささゆりクリーンパーク 民間業者 (選別、保管)
	茶色ガラス			
	その他色ガラス			
	生びん			民間業者 (選別、保管)
紙	飲料用紙容器	フレキシブル コンテナバッグ	3 t コンテナ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
	段ボール	段ボール	4 t パッカー	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
	その他紙製容器	縛って直置き	3.5 t パッカー 4 t ダンプ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
プラスチック	ペットボトル	収集ネット	4 t ダンプ	民間業者 (圧縮、梱包、保管)
	発泡スチロール・トレイ		3.5 t 平ボディ	

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

① 分別収集の推進を図る上で必要となる事項

- 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備します。
- リサイクル事業を推進するため、リサイクル指導員をお願いし、回収当日の回収容器の準備、品目別の看板をかけ、リサイクル資源の排出指導及び関係者との連絡を行います。
- 開発等で作られる新設の集積場所については、リサイクルステーションを設置し、リサイクル資源を出しやすい環境をつくるよう開発事業者等に指導します。
- リサイクルの啓発活動について、広報紙、ケーブルテレビ等各種メディアによる啓発や、小中学校の環境学習などを通じ児童、生徒にもリサイクルの意識を高めていきます。

② 資源回収を促進するために必要と考えられる事項

- P T A、子ども会や市民団体等による集団回収を促進するために継続的に奨励金の交付を行います。
- 可児市エコドームの活用について、資源回収品の常設ステーションとして、市民の利用の拡大等を検討します。

③ その他、必要と考えられる事項

- 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行っていきます。